千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例構造基準

（趣旨）

第１条 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和４６年千葉市条例第３７号）第６条に規定する駐車施設の構造の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

（出入口）

第２条　自動車の出入口については、次のとおりとする。ただし、駐車の用に供する部分（自動車の駐車の用に供する部分のうち、条例に基づき附置する部分をいう。以下同じ。）の面積が５０平方メートル以下の場合はこの限りでない。

（１）次に掲げる場所には設けてはならない。

ア　交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

イ　交差点の側端又は道路の曲がり角から５メートル以内の部分

ウ　横断歩道又は自転車横断帯の側端から前後５メートル以内の部分

エ　安全地帯の前後１０メートル以内の部分

オ　バス停留場の標示柱又は標示板から１０メートル以内の部分

カ　踏切の前後１０メートル以内の部分

キ　横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から５メートル以内の部分

ク　幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から２０メートル以内の部分

ケ　橋

コ　幅員が６メートル未満の道路

サ　縦断勾配が１０パーセントを超える道路

（２）敷地の前面道路が２以上ある場合は、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときや、特別の理由があるときを除き、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

（３）駐車の用に供する部分の面積が６０００平方メートル以上の場合は、縁石線又は柵その他これに類する工作物により道路の車線が方向別に分離されている場合を除き、出口と入り口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って１０メートル以上とすること。

（４）出入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、１．５メートル以上とすること。

（５）出口付近の構造は、当該出口から２メートル（自動二輪専用は１．３メートル）後退した車路の中心線上１．４メートルの高さで、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ６０度以上の範囲内において道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

（車路）

第３条　車路については、次のとおりとする。

（１）車路の幅員は、５．５メートル（一方通行の場合は３．５メートル）以上とすること。

（２）自動二輪車専用車路の幅員は、３．５メートル（一方通行の場合は１．７５メートル）以上とすること。

（建築物である駐車施設）

第４条　建築物である駐車施設については、次のとおりとする。ただし、第２号、第６号、第７号、第８号について、駐車の用に供する部分の面積が５０平方メートル以下である場合はこの限りでない。

（１）車路のはり下の高さは、２．３メートル以上とすること。

（２）屈曲部は、自動車を５メートル（自動二輪車専用車路にあっては３メートル）以上の内法半径で回転させることができる構造とすること。ただし、視認性が十分確保されており、安全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。

（３）傾斜部の縦断勾配は、１７パーセントを超えないこと。

（４）傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

（５）駐車の用に供する部分のはり下の高さは、２．１メートル以上とすること。ただし、一般公共の用に供さない場合はこの限りでない。

（６）直接地上へ通じる出入口が無い階に駐車の用に供する部分を設けるときは、避難階段又はこれに代る設備を設けること。

（７）給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合は、当該施設と駐車の用に供する部分とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画すること。

（８）内部の空気を床面積１平方メートルにつき毎時１４立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けること。ただし、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の１０分の１以上であるものについては、この限りでない。

（機械式駐車装置）

第５条　条例に基づき附置する部分に国土交通大臣の認定する機械式駐車装置を使用する場合についても、第２条から第４条までの規定を適用する。ただし、大臣認定の条件書に特別の記載がある場合には、それによるものとする。

（適用除外）

第６条　第２条、第４条又は第５条の規定は、当該建築物及び当該建築物の敷地の周辺の道路の安全及び円滑な交通に支障を生じさせる恐れがなく、次のいずれかに該当するときは適用しない。

（１）建築物（新築の場合を除く）の構造又は敷地の状態等によりやむを得ない場合

（２）駐車場法施行令第７条第２項の規定による国土交通大臣の認定を得ている場合（認定書に記載のある部分に限る）

（３）千葉県建築基準法施行条例第４４条第３項の規定による市長の認定を得ている場合（認定書に記載のある部分に限る）

附 則 この基準は、令和５年４月１日から施行する。